

福島県高精度測位システム使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県高精度測位システム使用料条例（令和7年福島県条例第89号。以下「条例」という。）及び福島県高精度測位システム使用料条例施行規則（令和7年福島県規則第4号。以下「規則」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認の申請手続等)

第2条 規則第2条第1項の福島県知事（以下「知事」という。）が別に定める申請書は、福島県高精度測位システム使用承認申請書（様式第1号）とする。

2 規則第2条第3項の知事が別に定める承認書は、福島県高精度測位システム使用承認書（様式第2号）とする。

(承認事項の変更手続等)

第3条 条例第3条第5項の規定による承認を受けようとする者は、福島県高精度測位システム使用変更承認申請書（様式第3号）に前条第2項の規定により交付を受けた福島県高精度測位システム使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第3条第5項による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、福島県高精度測位システム使用変更承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料免除の手続)

第4条 規則第3条の知事が別に定める申請書は、福島県高精度測位システム使用料免除申請書（様式第4号）とする。

(使用料の返還手続)

第5条 規則第4条第2項の知事が別に定める申請書は、福島県高精度測位システム使用料返還申請書（様式第5号）とする。

2 知事は、前項の福島県高精度測位システム使用料返還申請書の提出があつたときは、使用料の返還の可否を決定し、その旨を福島県高精度測位システム使用料返還通知書（様式第6号）により、福島県高精度測位システム使用料返還申請書を提出した者に通知するものとする。

(使用の取消し)

第6条 知事は、条例第9条の規定により、条例第3条第1項の規定による承認を取り消すときは、その旨を福島県高精度測位システム使用承認取消通知書（様式第7号）により、承認を取り消す者に通知するものとする。

(書類の経由)

第7条 福島県高精度測位システムを使用しようとする者が、条例及び規則並びにこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、その者の主たる所在地を所管する農林事務所を経由して提出するものとする。

(権限の委任)

第8条 条例、規則及びこの要綱に基づく知事の権限については、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、福島県高精度測位システムの使用等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月5日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

福島県高精度測位システム使用承認申請書

年　月　日

福島県知事

(○○農林事務所長)

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

次のとおり福島県高精度測位システムを使用したいので申請します。

使用者名			
所在地			
電話番号			
メールアドレス			
分野 ※該当に○	農業・林業・土木・その他()	経営面積 ※農業のみ	ha
使用機械			
対象作物 ※農業のみ			
対象作業			

使用希望基地局及びライセンス数

基地局	希望ライセンス数
福島県伊達合同庁舎	
福島県三春合同庁舎	
福島県農業総合センター農業短期大学校	
福島県棚倉合同庁舎	
福島県内水面水産試験場	
福島県農業総合センター会津地域研究所	
福島県南会津合同庁舎	
南会津町南郷総合センター	
福島県農業総合センター浜地域研究所	
福島県富岡合同庁舎	
福島県いわき合同庁舎	
承認を受けるライセンスの合計	
その他参考事項	

(免責事項)

福島県高精度測位システムの利用によって、生じた損害については、福島県の故意又は過失に起因する場合を除き、福島県は責任を負わないことに同意します。

(✓欄)



様式第2号（第2条、第3条、4条関係）

福島県高精度測位システム使用（使用変更）承認書

承認年月日		年 月 日	
使用者名			
所在地			
電話番号			
メールアドレス			
分野		経営面積 ※農業のみ	ha
使用機械			
対象作物 ※農業のみ			
対象作業			
使用可能期間			
承認するライセンス		Ntrip アドレス	ログイン名 ハンドル
福島県伊達合同庁舎			
福島県三春合同庁舎			
福島県農業総合センター農業短期大学校			
福島県棚倉合同庁舎			
福島県内水面水産試験場			
福島県農業総合センター会津地域研究所			
福島県南会津合同庁舎			
南会津町南郷総合センター			
福島県農業総合センター浜地域研究所			
福島県富岡合同庁舎			
福島県いわき合同庁舎			
Ntrip ポート			
マウントポイント			
承認するライセンスの合計			
使用（使用変更）承認の条件			
使用料免除金額			
使用料合計金額		円	

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり福島県高精度測位システムの使用（使用変更）を承認します。

福島県知事

様式第3号（第3条関係）

福島県高精度測位システム使用変更承認申請書

年　月　日

福島県知事

(○○農林事務所長)

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

次のとおり福島県高精度測位システムの使用を変更したいので申請します。

使用者名			
所在地			
電話番号			
メールアドレス			
分野 ※該当に○	農業・林業・土木・その他()	経営面積 ※農業のみ	ha
使用機械			
対象作物 ※農業のみ			
対象作業			
使用希望基地局及びライセンス数			
基地局	希望ライセンス数		
	変更前	変更後	
福島県伊達合同庁舎			
福島県三春合同庁舎			
福島県農業総合センター農業短期大学校			
福島県棚倉合同庁舎			
福島県内水面水産試験場			
福島県農業総合センター会津地域研究所			
福島県南会津合同庁舎			
南会津町南郷総合センター			
福島県農業総合センター浜地域研究所			
福島県富岡合同庁舎			
福島県いわき合同庁舎			
承認を受けるライセンスの合計			
その他参考事項			

様式第4号（第4条関係）

福島県高精度測位システム使用料免除申請書

年 月 日

福島県知事

(○○農林事務所長)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

次のとおり福島県高精度測位システムの使用料の免除を申請します。

使用者名			
所在地			
電話番号			
メールアドレス			
分野 ※該当に○	農業・林業・土木・その他()	経営面積 ※農業のみ	ha
使用機械			
対象作物 ※農業のみ			
対象作業			
使用料の免除を申請する基地局及びライセンス数			
基地局	希望ライセンス数		
福島県伊達合同庁舎			
福島県三春合同庁舎			
福島県農業総合センター農業短期大学校			
福島県棚倉合同庁舎			
福島県内水面水産試験場			
福島県農業総合センター会津地域研究所			
福島県南会津合同庁舎			
南会津町南郷総合センター			
福島県農業総合センター浜地域研究所			
福島県富岡合同庁舎			
福島県いわき合同庁舎			
使用料の免除を受けるライセンスの合計			
その他参考事項			
(免除申請理由)			

様式第5号（第5条関係）

福島県高精度測位システム使用料返還申請書

年 月 日

福島県知事

(○○農林事務所長)

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

次のとおり福島県高精度測位システムの使用料の返還を申請します。

使用承認年月日	
使用料の返還を申請するアカウント	
福島県伊達合同庁舎	
福島県三春合同庁舎	
農業総合センター農業短期大学校	
福島県棚倉合同庁舎	
福島県内水面水産試験場	
福島県農業総合センター会津地域研究所	
福島県南会津合同庁舎	
南会津町南郷総合センター	
福島県農業総合センター浜地域研究所	
福島県富岡合同庁舎	
福島県いわき合同庁舎	
使用者名	
所在地	
使用者連絡先（電話番号）	
使用機械	
返還申請理由	
既納使用料	円
使用料納入年月日	年 月 日
返還申請額	
返還金振込先	金融機関名 貯金種別 口座名義人
	支店名 口座番号

様式第6号（第5条関係）

福島県高精度測位システム使用料返還通知書

承認年月日	年 月 日
使用者名	
所在地	
使用者連絡先（電話番号）	
使用承認年月日	
使用機械	
返還の可否： 可 ／ 否	
決定内容	理由
	返還額 円

年 月 日付けで申請のありました福島県高精度測位システム利用料の返還につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島県知事

様式第7号（第6条関係）

福島県高精度測位システム使用承認取消通知書

通知年月日	年 月 日
使用者名	
所在地	
使用者連絡先（電話番号）	
承認取消年月日	
取消内容	

年 月 日付けで承認しました福島県高精度測位システム使用承認につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島県知事